

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	横浜市鴨志田地域ケアプラザ（地域包括支援センター）
所在地	〒227-0033 横浜市青葉区鴨志田町 547-3
事業者指定番号	横浜市 第1403700048号
管理者・連絡先	星 理 電話番号 045—961—6911 FAX番号 045—960—6011
サービス提供地域	横浜市青葉区 鴨志田町・寺家町・たちばな台・成合町

2 事業所の職員体制等

職 種	従事する職員
管理者	1名（兼務）
保健師職	1名（兼務）
主任介護支援専門員	1名
社会福祉士	1名

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日	休祭日
提供時間	9時～18時	9時～18時	9時～17時 休館日（第3月曜日） ※年末年始を除く

（注）年末年始（12/31～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、一旦、支払いが生じる場合があります。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5 当社のサービスの方針等

可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、常に相談しながら自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスを適切にできるよう、サービス事業者及び関係機関の連絡調整をして介護予防を推進していきます。また、職員一同が高い質（職業倫理、知識、技術）を持ち、利用者のニーズに合わせた相談・援助・支援ができるよう、心がけます。

6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	医療機関名称・主治医等の氏名	
	連 絡 先	
緊急連絡先 ①	氏 名	続 柄 ()
	住 所 〒	連絡先
緊急連絡先 ②	氏 名	続 柄 ()
	住 所 〒	連絡先

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

8 虐待の防止

- (1) 虐待防止のための指針の整備、また対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。
- (2) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

9 感染症等の予防及びまん延防止

衛生管理について事業所において感染症等が発生またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行ないます。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し、組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発や普及をするための研修を定期的に実施します。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

■暴言または暴力

殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する など

■ハラスメント行為

不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な言動をする など

■その他

過大な要求・理不尽な要求・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為など

1 1 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

横浜市鴨志田地域 ケアプラザ相談コーナー	電話番号 045-961-6912
	FAX番号 045-960-6011
	相談員（責任者） 星 理
	対応時間 平日・土曜 9:00～18:00 休祭日 9:00～17:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市青葉区 福祉保健センター 高齢・障害支援課 (介護保険担当)	所在地 〒227-0033 横浜市青葉区市ケ尾町 31-4
	電話番号 045-978-2479
	FAX番号 045-978-2427
	対応時間 8:45～17:15
神奈川県 国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町 27-1
	電話番号 045-329-3447 0570-022-110 《苦情専用》
	利用時間 8:30～17:00 (土・日曜日、祝祭日、年始年末を除く)
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	電話番号 045-671-2356
	FAX番号 045-550-3615
横浜市福祉調整委員会 事務局	電話番号 045-671-4045
	FAX番号 045-681-5457

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

1 2 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ふじ寿か会
代表者名	理事長 前田 順啓
本社所在地・電話	横浜市緑区西八朔町 773-2 045-931-7141
業務の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援、地域ケアプラザ(地域包括支援センター含む)、認知症対応共同生活介護、特定施設入所者生活介護、地域活動支援センター作業所型、障がい者グループホーム
事業所数	16事業所

1 3 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	横浜市 第 号
管理者・連絡先	電話番号 FAX番号
サービス提供地域	

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、
上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 横浜市鴨志田地域ケアプラザ
(指定登録番号1403700048)

説明者 印

(業務委託先 居宅介護支援事業者) 所在地

事業者名

担当ケアマネジャー

※ 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を
希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、
重要事項の交付および説明を受け、上記の内容に同意します。

利用者 氏 名 印

代理人又は立会人 氏 名 印